一般社団法人歯科基礎医学会
会員の種別等の取扱い規程

（目的）

第１条 会員の種別、入退会、会費等の取扱いは、一般社団法人 歯科基礎医学会（以下「本会」という。）定款第２章に定めるもののほか、この規程による。

（会員の権利）

第２条 会員の権利は下記のとおりとする。

１　定款第７条第１項で定める正会員、学生会員は、次の各号の会員措置を受けることができる。

(1) Journal of oral Biosciences 及び Journal of oral Biosciences Supplement のオンラインジャーナル購読

(2) 本会学術大会演題発表（筆頭演者）

(3) 本会学術大会及び本会主催講演会等への会員参加費での参加

(4) 本会ダイレクトメールの受信

(5) その他、本会が必要と認めた情報等の受領

２　定款第７条第１項で定める名誉会員は、本条１項(1)(2)(4)(5)の会員措置を受けることができる。本会学術大会の参加費（懇親会費を除く）については無料とする。

３　定款第７条第１項で定める賛助会員は、本条１項(1)(4)(5)の会員措置を受けることができる。但し、個人の場合は、本条１項(1)～(5)の会員措置を受けることができる。

４　定款第７条１項で定める単年度会員は、次の各号の会員措置を受けることができる。

(1) 本会学術大会演題発表時の共同演者登録

(2) 本会学術大会及び本会主催講演会等への会員参加費での参加

(3) その他、本会が必要と認めた情報等の受領

（入会）

第３条 本会の正会員、学生会員、単年度会員となろうとする者は、必要事項のすべてを記入した入会申込書に、入会金及び当該年度の会費を添えて、理事長に提出しなければならない。

２ 入会金は次のとおりとする。但し、単年度会員については、入会金を納めることを要しない。

(1) 正会員　　1,000 円

(2) 学生会員 1,000 円

(3) 理事会が入会を承認しなかったときは、入会申込書に添えて提出された入会金及び当該年度の会費は、これを返還する。

第４条 本会の賛助会員になろうとする団体や個人は、下記の書類を理事長に提出しなけれ

ばならない。

(1) 賛助会員入会申込書

(2) 団体の事業内容又は個人の活動内容が分かる資料

2　入会について理事会の承認後、当該年度の会費を入金しなければならない。入会金を納めることを要しない。

(退会)

第５条 会費を滞納中の会員が退会しようとする場合、滞納中の会費を納入しなければ、退会は認められない。

(年会費の額及び納入)

第６条 年会費の額は次のとおりとする。

(1) 正会員　12,000 円

(2) 代議員資格を有する正会員　13,000 円

(3) 名誉会員　会費免除

(4) 賛助会員　１口 30,000 円

(5) 学生会員(大学院生)　5,000 円

(6) 学生会員(学部学生、専門学校生)　2,000 円

(7) 単年度会員　5,000 円

第７条 会費は毎年度分(８月から７月まで)を当該年度中に納入しなければならない。

第８条 会費の滞納が１年以上におよぶときは、会員の権利を一時停止する場合がある。

(改廃)

第９条 本規程の改廃は、常任理事会での協議のうえ、理事会の承認を得なければならない。

附 則

１．本規程は、一般社団法人 歯科基礎医学会が設立登記された日より施行する。

２．本規程は、平成 29 年 5 月 13 日に一部改正し、同日から施行する。

３．本規程は、令和 4 年 9 月 8 日に一部改正し、同日から施行する。

４．本規程は、令和 6 年 7 月 12 日に一部改正し、正会員の年会費変更については令和 7 年度（2025 年度）会費より適用する。